

定 款



第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、認定NPO法人 IVYと称する。英文では、Approved Specified Non-Profit Organization IVY と表示する。略称は、IVYまたはアイビーとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山形県山形市荒楯町一丁目17番40号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番3号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、山形という地方を拠点として世界の問題と関わり、以下の理念に基づき、世界の全ての人々が人間らしく生きることができる社会をめざす。

- 1 地球市民としての自覚を持ち、足元から行動する。
- 2 人種、性別、職業、宗教、個性などの違いを認め、地域独自の知恵と多様な文化を尊重し、積極的に活動に活かす。
- 3 経済、社会、人権の平等を求め、公正な社会の実現に努める。
- 4 人々の持つ様々な可能性に期待し、新しい価値観の創造をめざす。
- 5 ボランティア活動を自己研鑽の場ととらえ、活動で得た経験や知識を個人、家族、職場、地域に還元する。
- 6 持続可能な地球環境を守るため、環境の保全、有機農業、リサイクル活動等を支援し、循環型の社会をめざす。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第2条別表1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)、及び同2号(社会教育の推進を図る活動)、同5号(環境の保全を図る活動)、同8号(人権の擁護又は平和の推進を図る活動)、同9号(国際協力の活動)及び同17号(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)を行う。

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 山形県内で定住を目指す外国人等に対する日本語学習支援及び日本語学習支援ボランティアの養成事業
- (2) 山形県内で定住を目指す外国人等とその家族に対する適切な医療援助、並びに医療通訳の養成及び紹介事業

- (3) アジア地域等の困窮した状況に対する迅速かつ適切な協力活動
- (4) 地方都市における多文化理解を高めるための講座等の企画運営事業
- (5) (1)～(4)の事業遂行に関して一般市民に対しての理解と支持を求めるための、機関誌、刊行物などの発行及びマスメディアなどを通じての広報活動
- (6) 関連団体及び関係する県内、国際機関との情報交換、連絡調整及び協力、並びにこの法人の目的にかなう事業を行っている他団体に対しての助成援助
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

(収益事業の種類その他収益事業に関する事項)

第5条の2 この法人は、その収益を第3条の目的を達成するために、次の収益事業を行う。

- (1) 「地球のステージ」関連品の販売
- (2) 日本語学習教材の出版販売
- (3) 世界各地の手工芸品、食料品等の販売
- (4) その他

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動する個人及び団体で、総会における議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会しその事業を賛助する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は総会で別に定める。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に記入し、会費を払い込むことによって会員となれる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入する。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は次の各号の一つに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 個人においては死亡または失踪宣告を受けたとき

- (3) 法人または団体にあつては解散または破産したとき
- (4) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 この法人を退会しようとする者は、退会届けを理事会に提出することにより、任意に退会することができる。ただし再入会は拒まない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- (1) 法令、この定款又は会員に関する規定に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任)

第14条 役員は、理事2人以上の推薦を受けて、総会において正会員(団体にあつてはその代表者)の中から選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会において理事の互選により選任する。
- 3 法20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、理事、事務局長又はこの法人の職員を兼任することができない。

(職務)

第15条 代表理事はこの法人を代表し、その円滑な運営にあたる。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

(1)心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2)職務上の義務違反があると認められるとき

(3)その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

(報酬)

第19条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は、予算の範囲内において理事会の議決により有給とすることができ、その余の役員は無給とする。

2 前項の有給の役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

第4章 顧問

(顧問)

第20条 この法人には顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により、代表理事が書面を持って囑託する。
- 3 顧問は、理事会に出席することができ、業務について代表理事の諮問に応える。

第5章 総会

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(権能)

第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次に事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に招集を行わなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに正会員に対して招集通知を発信しなければならない。

(議長の選出)

第25条 総会の議長はその総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は正会員の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決等)

第27条 総会の議事はこの定款で別に定めるものの他、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。また、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)事業計画及び収支予算の軽微な又は緊急を要する変更

(2)総会に付議すべき事項

(3)総会の議決した事項の執行に関する事項

(4)その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 定例理事会の開催時期は、理事会の議決により別に定める。

2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない、代表理事がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面、又は電子メールでもって、少なくとも7日前までに理事に対して招集通知を発信しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(議決等)

第35条 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の3分の2以上をもって決する。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールでもって表決することができる。また、他の理事に表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその他の理事2人以上が、署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決により別に定める。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の承認を得た事業計画及び収支予算は、その事業年度開始後最初の総会の議決を得なければならない。

3 事業年度中における軽微な又は緊急を要する事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。

4 理事会は、前項の場合における変更された事業計画及び収支予算を、変更後最初に開催する総会に報告するものとする。

5 この法人は、本条第2項の総会の議決を得るまでの間は、第22条第1項の規定にかかわらず、本条第1項の理事会の承認を得た事業計画及び収支予算をもって、事業を行うこととする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会において承認を得なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、前事業年度の役員名簿、役員のうち報酬を受けた者の名簿、並びに社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3カ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。また、これらの書類を、その翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散等)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、類似の目的を持つ特定非営利活動法人に寄付するものとする。

(合併)

第47条 この法人が他の特定非営利活動法人と合併するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1人及び所要の職員をおく。

3 事務局長及び職員は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。

4 事務局長及び職員は理事を兼ねることができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(備え付け書類)

第49条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

第10章 雑則

(公告)

第50条 この法人の公告は官報に掲載して行う。

(細則)

第51条 この定款の施行に関し必要な事項は、この定款で別に定めるものの他、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、設立総会で定めた次の額とする。

正会員年会費 個人(一般) 一口1万円を一口以上
(学生) 一口3千円を一口以上
団体(NPO) 一口1万円を一口以上
(NPO以外の団体) 一口3万円を一口以上

賛助会員年会費 個人(一般) 一口1万円を一口以上
(学生) 一口3千円を一口以上
団体(NPO) 一口1万円を一口以上
(NPO以外の団体) 一口3万円を一口以上

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から2001年6月30日までとする。

代表理事 桑山 紀彦

副代表理事 西上 紀江子

理事 安達 三千代

五十嵐 京子

枝松 直樹

片岡 卓爾

庄司 勉

平河 直

監事 佐藤 権一郎

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から

2000年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第41条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

この定款は、所轄庁の認証があった日(平成13年9月18日)から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証があった日(平成18年9月5日)から施行する。

附則

この定款は、轄庁の認証があった日(平成24年8月22日)から施行する。